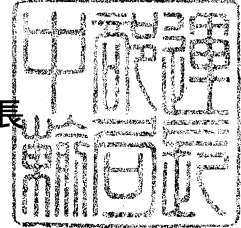




中運自旅二第 9 1 4 号
平成 2 6 年 2 月 1 3 日

名古屋交通圏
タクシー準特定地域協議会会長 殿

中 部 運 輸 局 長



運賃の範囲の指定に関する通知について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 2 1 年法律第 6 4 号）第 1 6 条第 1 項に基づき、別紙のとおり名古屋交通圏の運賃の範囲を指定しようとすることから、同法施行規則（平成 2 1 年国土交通省令第 5 8 号。以下、「施行規則」という。）第 1 0 条の 5 第 1 項の規定により通知します。

また、施行規則第 1 0 条の 5 第 2 項及び第 1 0 条の 6 第 1 項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を本通知到着の日から 1 5 日以内に愛知運輸支局長を經由して当局あてに提出してください。

なお、施行規則第 1 0 条の 6 第 2 項の規定のとおり、期限までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。

名古屋交通圏

運賃の範囲

公定幅運賃

ア. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃
	初乗運賃	加算運賃	
A 運賃 (上限運賃)	1.264km 600円	257m 100円	1分 35秒 100円
B 運賃	1.264km 590円	261m 100円	1分 35秒 100円
C 運賃	1.264km 580円	266m 100円	1分 40秒 100円
D 運賃 (下限運賃)	1.264km 570円	271m 100円	1分 40秒 100円

	時間制運賃	
A 運賃 (上限運賃)	30分	3,860円
B 運賃	30分	3,800円
C 運賃	30分	3,730円
D 運賃 (下限運賃)	30分	3,670円

イ. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃
	初乗運賃	加算運賃	
A 運賃 (上限運賃)	1.264km 550円	266m 100円	1分 40秒 100円
B 運賃	1.264km 540円	271m 100円	1分 40秒 100円
C 運賃 (下限運賃)	1.264km 530円	276m 100円	1分 40秒 100円

	時間制運賃	
A 運賃 (上限運賃)	30分	3,450円
B 運賃	30分	3,390円
C 運賃 (下限運賃)	30分	3,320円

ウ. 中型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃
	初乗運賃	加算運賃	
A 運賃 (上限運賃)	1.264km 500円	246m 80円	1分 30秒 80円
B 運賃	1.264km 490円	251m 80円	1分 35秒 80円
C 運賃 (下限運賃)	1.264km 480円	256m 80円	1分 35秒 80円

	時間制運賃	
A 運賃 (上限運賃)	30分	2,980円
B 運賃	30分	2,920円
C 運賃 (下限運賃)	30分	2,860円

エ. 小型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃
	初乗運賃	加算運賃	
A 運賃 (上限運賃)	1.264km 480円	276m 80円	1分 40秒 80円
B 運賃	1.264km 470円	282m 80円	1分 45秒 80円
C 運賃 (下限運賃)	1.264km 460円	288m 80円	1分 45秒 80円

	時間制運賃	
A 運賃 (上限運賃)	30分	2,570円
B 運賃	30分	2,520円
C 運賃 (下限運賃)	30分	2,460円